

令和9年度博多座「市民檜舞台の月」公演 ～利用のご案内～

1. 趣旨

博多座は、西日本地域の演劇文化の振興を目的として、良質かつ多彩なジャンルの演劇を公演する劇場である一方、毎年12月を「市民檜舞台の月」として、設備が整った舞台を一般の方に利用していただいています。

この「市民檜舞台の月」は、地元で様々な舞台芸術活動を通して地域の芸術文化を支えておられる方々（3. (1)利用者の基準参照）に、日頃の活動の成果として、博多座の舞台に相応しい作品を公演していただくことにより、地域の舞台芸術の向上と振興を図るものです。

2. 利用期間・時間

(1) 利用対象期間

原則として令和9年12月1日（水）から12月25日（土）まで

但し、劇場及び関連設備の緊急メンテナンス作業等のため、日程調整をする場合があります。

(2) 利用時間

午前9時から午後10時30分まで（ただし、搬入から撤去など舞台の使用は午前9時から午後10時まで）

公演計画は安全に公演が実施できるよう、余裕をもって立ててください。

※仕込み、リハーサル、ゲネプロ等の準備期間が十分でなく、公演を安全に実施できないと判断した場合、利用日を追加することを条件に利用許可を行います。その際に発生する追加費用は利用者の負担となります。

（「8. 利用時間の超過」参照）

3. 利用基準

(1) 利用者の基準

- ① 地元で演劇や伝統芸能などの舞台芸術活動をされている個人もしくは団体
- ② 舞台芸術の振興に役立つと考えられる催し物の主催者

(2) 公演種別の基準

営利を主たる目的としていない以下の公演

- ① 演劇の公演
- ② 舞踊の公演
- ③ 伝統芸能の公演
- ④ 国際交流に役立つなど、文化的意義があると認められる舞台芸術の公演
- ⑤ 福岡市が主催する催し

4. 利用の申し込み

- (1) 申し込み方法（お申込み前に、お電話等で事務局までご連絡ください）
博多座専用利用仮申込書に、必要事項を記入の上、郵送もしくは事務局へ直接持参してください。また、過去の公演内容がわかる資料（チラシ・パンフレット等）がございましたら添付してください。
- (2) 受付期間
令和8年8月3日（月）から9月18日（金）まで（消印有効）
- (3) 受付時間（持参の場合のみ）
午前10時から午後5時まで。
※時間外及び締め切り後の受付は一切致しません。お早目にご提出ください。

5. 利用者の決定

- (1) 利用者の選考
申込書等受付後、専門家及び学識経験者等により構成する「企画調整委員会」で、利用基準及び選考基準に基づき公演内容等を審査し、利用者及び公演日程を選考します。開催日は10月中旬頃を予定しておりますが、場所や日時の詳細については、改めて通知いたします。
企画調整委員会では、利用を申し込まれた方に、公演の企画内容の説明を直接行っていただきますので、開催日の2週間前までに公演企画書（様式第6号）を提出してください。
- (2) 企画調整委員会委員への接触の禁止
企画調整委員会委員への本件申込みについての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。
- (3) 選考基準
- ① 舞台芸術の向上を目指す人たちのお手本となるもの
 - ② これまでの公演実績及び今回の企画内容が博多座で実施するにふさわしいもの
 - ③ 営利を主たる目的としていないもの
 - ④ 博多座でないとできない内容のものを優先（技術、装置、規模等）
 - ⑤ 地元利用者（個人・団体）を優先
 - ⑥ 上記①～⑤の条件を満たす団体の公演希望日が重なった場合、市内を中心に活動するアマチュア団体を優先
- (4) 希望実施日
上記選考基準に基づき、審査を行い、評点の高い団体から仮申込書に記載いただいた希望日での公演を決定していきます。希望日での実施がかなわなかった団体のうち、代替日での実施を認める場合は個別にご案内いたします。
- (5) 選考結果
選考結果については、申込者全員に通知します（令和8年12月の予定）。

(6) 利用許可書の交付

利用が決定した方は、**博多座専用利用許可申請書(舞台等用) (様式第1号)**を令和9年4月以降に提出していただくことで「正式申込」とし、**博多座専用利用許可書(舞台等用) (様式第2号)**を交付します(令和9年6月頃を予定)。

(7) 利用取りやめについて

利用を取りやめる際は、まず事務局までご連絡ください。次に、事務局よりお送りする**利用取りやめ届 (様式第3号)**を提出いただきます。

なお、利用決定後に利用取り止め(利用期間の短縮を含む)を行われた場合、次回以降の檜舞台の月の選考で希望日程が他の申請者と重なった際は、他の申請者を優先します。

6. 使用料

利用にあたっては、以下の使用料などが必要です。

(1) 施設使用料 (別表1)

(2) 付属設備使用料 (別表2)

舞台備品、照明・音響設備及び機器材等の使用料が必要です。

基本設備の使用料は、1日につき250,000円が必要です(仕込み日から使用料は発生します)。基本設備に含まれないリノリウム、花道、袖花道や所作台等追加付属設備を使用する場合は、別途使用料と設置費用が必要です。

(3) 付属設備等の操作人件費

博多座では公演の仕込み・舞台稽古・本番時の大道具・小道具・舞台機構・照明・音響の操作を専属のハウススタッフが行います。この経費として1日につき200,000円が必要です。

大道具、照明、音響へ道具製作等(プラン)を依頼する場合は、別途費用(プラン料)が必要です。

7. 施設使用の申請時期と使用料の支払時期

区 分	申請時期	申請書類	使用料の支払時期
舞台等	令和9年 4月上旬	博多座専用利用許可申請書(舞台等用) (様式1)	令和9年6月頃 (利用許可の際)
楽屋 リハーサル室 練習室	令和9年11月～利用日の一週間前まで	博多座専用利用許可申請書(楽屋・リハーサル室・練習室用) (様式1号の2)	令和9年11月～利用日の一週間前まで (利用許可の際)
付属設備	利用日の一週間前まで		利用日の一週間前まで

※申請書類は、申請時期に事務局よりお送りいたします。

8. 利用時間の超過

利用時間の超過は、管理運営上支障をきたす恐れがあるため認められません。

ただし、利用時間の超過は、公演を実施する上で真に必要であり、かつ博多座の管理運営上支障をきたす恐れがない場合に限り許可します。(別紙1参照)

9. 練習等における舞台の使用料

練習又は準備のためだけに舞台等を利用する場合の使用料は、別表1に規定する7割相当額といたします。ただし、舞台等以外の施設使用料の減額はありません。

10. 練習等に関する使用の制限

練習等で舞台、リハーサル室、練習室等を利用する場合は、予め使用計画書を提出していただきます。ただし、使用できる期間・時間帯等に関しては、当日公演をする団体を優先しますので、調整させていただく場合があります。

11. 使用料の還付

すでに納付された使用料については、原則として返還しません。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。(博多座条例施行規則第12条)

- (1) 天災地変、その他不可抗力により利用できなくなった時は、全額を返還します。
- (2) 利用日の2ヶ月前(楽屋、リハーサル室及び練習室にあつては7日前)までに**博多座専用利用取りやめ届(様式第3号)**を提出した時は、5割相当額を返還します。

12. 使用料の還付請求

還付金の請求については、**博多座専用使用料還付申請書(様式第4号)**に、必要事項を記載の上、提出してください。

13. 施設使用料の減免

次のいずれかに該当すると市長が認めた場合は、施設使用料(舞台等、楽屋、リハーサル室、練習室の使用料)を減免します。

- (1) 福岡市が主催する行事に利用するとき……………7割相当額
- (2) 福岡市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき…5割相当額
- (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に
利用するとき……………7割相当額
- (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して
共催する行事に利用するとき……………5割相当額

- (5) アマチュアの文化団体等が営利目的以外に利用する場合で、
演劇文化振興のために福岡市長が適当と認めるとき…………… 5割相当額

また、付属設備使用料、付属設備等の操作人件費は、3割相当額が減免されます。

1 4．施設使用料の減免申請

施設使用料の減免を受けたい方は、**博多座専用使用料減免申請書（様式第5号）**に必要事項を記載し提出してください。なお、追加書類を求めることがございます。ご提出いただけない場合、減免ができなくなりますのでご注意ください。

1 5．利用する権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、博多座の施設を利用する権利の全部または一部を第三者に譲渡及び転貸することはできません。

1 6．利用許可の取消

次の場合は、博多座の利用許可を取り消します。

- (1) 博多座の設置目的に反する利用をしたとき。または、その恐れがあるとき。
- (2) 博多座条例またはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。またはその恐れがあるとき。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけたり、博多座の施設もしくは付属設備を損傷したりしたとき。または、その恐れがあるとき。
- (4) 利用許可に付された条件（「1 7．利用者の順守事項」に記載されている事項を含む）、もしくは博多座の指示・指導に従わないとき。
- (5) 専用利用申請書に虚偽の記載があったとき。
- (6) 「市民檜舞台の月」の運営上支障があると認められるとき。
- (7) その他、博多座の管理上支障があると認められるとき。

1 7．利用者の遵守事項

- (1) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 許可なく危険物または動物（ほじょ犬、その他市長が認めるものは除く）を持ち込まないこと。
- (3) 所定の場所以外での飲食、喫煙、ならびに火気を使用しないこと。
- (4) 不潔にしないこと。
- (5) 許可なく物品の販売、展示をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。また、出演者以外の人物を舞台裏等立ち入り禁止区域に入らせないこと。

- (7) 係員の指示、指導に従うこと。
- (8) 座席は原則として「全席指定方式」とすること。
- (9) 自由席とする場合は、主催者側で座席フロア毎に1名以上の人員を配置し、場所取り対応などを行うこと。客席1階については2名以上の配置が望ましい。
- (10) 消防法に則した防災管理上、上記(8)の席割が入場者の定員を超えないこと。
- (11) 火災、盗難、人身事故、その他の事故防止に努めること。
- (12) 入場者に(1)～(7)の規定を守らせること。
- (13) その他、**博多座利用マニュアル**(※利用者にもみ後日お配りします)に記載されている事項。

※上記内容をお守りいただけない場合は、利用許可の取消や次回以降の選考際に、企画調整委員会への情報提供を行います。主催者の方は、関係者への周知徹底をお願いします。

18. 利用者の管理責任

(1) 事故等と損害賠償

- ① 利用期間中(準備・撤去を含む)に、施設内において生じた人身事故、盗難、破損等、全ての事故等については、博多座に過失がない限り、一切賠償の責任を負うことができません。
- ② 人身事故に関わる費用(搬送費、治療費、入院費等)は、全て利用者側の負担となります。必ず出演者やスタッフは保険に加入して下さい。
- ③ 事故を未然に防ぐため、事前に十分協議して、万全の体制を図るように心掛けてください。
- ④ 災害や交通機関のストライキ等、不可抗力により公演を実施できなくなった場合、それに関する損害については、一切責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 施設等の破損または紛失と賠償責任

劇場の施設、設備、備品等を破損または紛失した場合に発生する修理復旧費等については、利用者の責任において原状回復をおこなうか、その損害の賠償を行っていただきます。

19. 利用前のご準備

- (1) 公演日程については、搬入・仕込みからリハーサル、公演、撤去まで無理のない日程を組んで下さい。

特に、公演当日は下記を参考に日程を組んで下さい。

- ① 開場時間は午前10時以降として下さい。
- ② 終演時間は午後8時30分以前にして下さい。

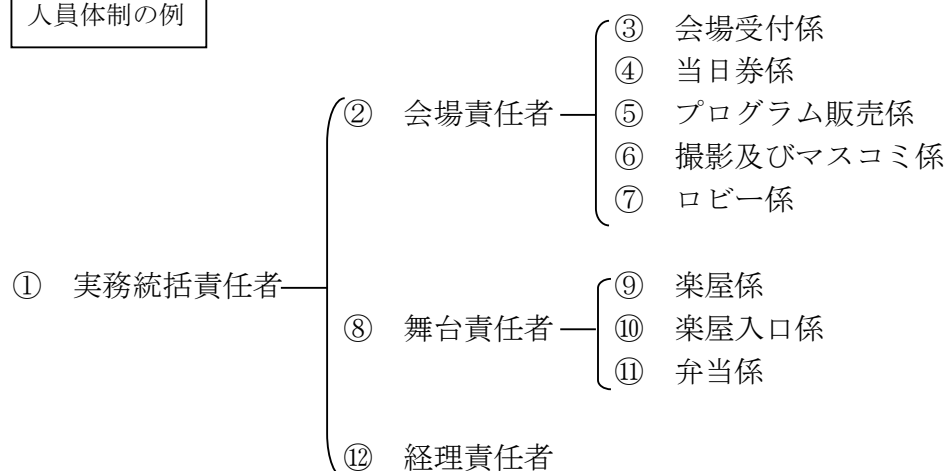
- ③ 公演時間が4時間を超える場合は、昼の部・夜の部の2回公演に分けるなど、長時間の公演を避けて下さい。また、昼の部・夜の部の間には、90分以上の入れ替え時間を設けて下さい。
- ④ 公演時間が食事の時間にかかる場合は、30分程度の食事休憩を設けて下さい。また、それ以外にも概ね2時間毎に、適宜休憩時間を設けて下さい。

<公演当日の日程の例>

<u>9:00関係者入場</u>	16:30夜の部開場
10:00昼の部開場	17:00夜の部開演
11:00昼の部開演	18:30～19:00休憩（30分）
12:30～13:00休憩（30分）	20:30夜の部終了、撤去開始
14:30昼の部終了	<u>22:00撤去完了</u>
14:30～16:30入れ替え時間（2時間）	<u>22:30完全退館</u>

- (2) 楽屋の収容人員は、最大150名です。ゆとりを持って利用するように計画して下さい。
- (3) 公演を円滑に行うため、博多座の担当者と施設利用について十分な打ち合わせを行ってください。なお、打合せ日時については予めご相談ください。
- (4) 特殊設備（花道・オーケストラピット）を希望される場合は、事前に承認を得てから行うようにしてください。
- (5) 公演を円滑に運営するため、利用者は、出演者・公演スタッフと重複しない、次の責任者及び担当者・運営スタッフを選任してください。

人員体制の例



(各責任者及び担当者の業務)

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ① 実務統括責任者 | 制作・運営等公演の総責任者 |
| ② 会場責任者 | 劇場入口、ロビー等客席側の責任者 |
| ③ 会場受付係 | 招待者、関係者等の対応業務 |
| ④ 当日券係 | 当日券販売時の取扱業務 |
| ⑤ プログラム販売係 | プログラム等販売時の取扱業務 |
| ⑥ 撮影及びマスコミ係 | 撮影業者、マスコミの対応業務 |
| ⑦ ロビー係 | ロビーでの質問のお答え係、何かあったときの人員 |
| ⑧ 舞台責任者 | 出演者、スタッフ等楽屋側の責任者 |
| ⑨ 楽屋係 | 楽屋及び出演者・スタッフ等の対応業務 |
| ⑩ 楽屋入口係 | 出演者・スタッフ、来客等の入退出の対応業務 |
| ⑪ 弁当係 | 弁当類の予約・集配等の対応業務 |
| ⑫ 経理責任者 | 当該公演の収入・支出等経理全般の責任者 |

(6) 全体の運営スタッフは、公演直前に組織されると思われますが、博多座各担当者との打合せ・連絡もありますので、遅くとも、令和9年9月上旬から予定しております出演団体別総合打合せまでに、責任者の氏名、連絡先を確定し、利用マニュアル(令和9年6月下旬頃にお渡しします)添付の書式で登録してください。

(7) 諸官公署への届出等の手続きは利用者側で行ってください。

20. その他

- (1) 各種様式については、利用決定者に事務局より随時お渡しいたします。
- (2) この利用のご案内の記載のほか、関係法令、条例、規則に従ってもらいます。
- (3) P12記載の付属設備リノリウムは、廻り盆等にあわせたカットはできません。
リノリウムと廻り盆等を併せて利用する際は、リノリウムをご購入していただかなければなりませんのでご注意ください。
- (4) P12記載の付属設備である「花道」等の設置費用や「ドライアイスマシーン」のドライアイスは別途実費をいただきます。また、そのほかの機器においても稼働させるために必要な燃料等は別途必要です。詳しくは、博多座にお問い合わせください。

博多座「市民檜舞台の月」超過利用について

市民檜舞台の月事務局

博多座「市民檜舞台の月」の舞台等の使用に関して、博多座との打ち合わせにおいて、公演を実施するうえで、既に許可していた日程を超過して仕込み日や稽古日が真に必要な場合にかぎり、超過して利用することができます。利用についての条件は、下記のとおりです。

<超過利用について>

- 1 既に許可している公演日以外に公演をすることはできません。
- 2 早朝・深夜（午前9時から午後10時半以外）の利用で発生するハウススタッフ等の人件費は、専用利用者の負担となります。費用は、作業内容により変わりますので、詳細は事務局までご相談ください。

<舞台等、楽屋及び付属設備の超過利用について>

- 1 既に許可している日において、利用時間を延長すれば公演を実施できる場合は、時間毎の超過利用とします。
- 2 既に許可している日以外に延長利用が必要な場合は、原則として1日（9:00～22:30）毎の利用とします。

ただし、他団体の利用や博多座の保守点検等で1日の利用ができない場合は、それらの利用終了以降で時間毎とします。

<舞台等、楽屋及び付属設備（基本設備）料金表>

区 分			公演日利用	練習等利用
舞 台 等	平 日	1日(9:00～22:30)	300,000 円	210,000 円 (300,000 円×0.7)
		超過料金(1時間毎) ^{※1}	26,640 円	18,648 円 (26,640 円×0.7)
	休 日	1日(9:00～22:30)	350,000 円	245,000 円 (350,000 円×0.7)
		超過料金(1時間毎) ^{※1}	31,080 円	21,756 円 (31,080 円×0.7)
	1日(9:00～22:30)		10,000 円	
	超過料金(1時間毎) ^{※1}		840 円	
楽 屋	1日(9:00～22:30)		10,000 円	
	超過料金(1時間毎) ^{※1}		840 円	
基本設備 使用料 ^{※2}	一 式	1日(9:00～22:30)	250,000 円	
		超過料金(1時間毎) ^{※1}	22,212 円	

例：平日、仕込み作業で舞台および基本設備の利用時間が2時間超過する場合

$$26,640(\text{舞台等使用料}) + 22,212(\text{基本設備使用料}) = 48,852 \text{ 円}(1 \text{ 時間あたり})$$

$$48,852 \times 2 \text{ 時間} = 97,704 \text{ 円} \text{ に加え、別途ハウススタッフ人件費が必要です。}$$

※1 通常利用の時間を越えた場合、超過料金が発生します。超過料金のみの利用はできません。

※2 基本設備以外の追加付属設備についても、利用される場合は超過料金が発生します。

＜リハーサル室及び練習室の超過利用について＞

- 1 本番公演当日の団体がリハーサル室及び練習室を利用する場合は、当該団体の利用を優先します。
- 2 利用日、利用時間は舞台等と同じ日、同じ時間帯にする必要はありません。

＜リハーサル室及び練習室料金表＞

	時間区分		リハーサル室	練習室
通常 料 金	9:00～13:00		10,000 円	2,500 円
	13:30～17:30			
	18:00～22:30			
	9:00～17:30		18,000 円	5,000 円
	13:30～22:30			
	1日(9:00～22:30)		26,000 円	7,000 円
超 過 料 金 ※1	区分① 9:00～13:00	1時間まで	2,000 円	500 円
		1～2時間まで	5,000 円	1,250 円
		2時間超	10,000 円	2,500 円
	区分② 13:00～18:00	1時間まで	2,000 円	500 円
		1～2時間まで	5,000 円	1,250 円
		2時間超	10,000 円	2,500 円
	区分③ 18:00～24:00	1時間まで	2,000 円	500 円
		1～2 時間まで	5,000 円	1,250 円
		2時間超	10,000 円	2,500 円
	区分④ 0:00～9:00	1時間まで	2,000 円	500 円
		1～2時間まで	5,000 円	1,250 円
		2時間超	10,000 円	2,500 円

※1 通常利用の時間を越えた場合、超過料金が発生します。超過料金のみの利用はできません。

【例1】 利用時間に応じて、時間区分毎に超過料金が加算されます。

例1 : 13:30～18:00 までリハーサル室を利用する場合

13:30～17:30	→ 通常料金	10,000 円
17:30～18:00	→ 区分②(13:00～18:00)の1時間までの超過料金	+ 2,000 円
		12,000 円

【例2】 利用時間が異なる区分にまたがる場合は、

それぞれの時間区分毎に超過使用料が加算されます。

例2 : 13:30～18:30 までリハーサル室を利用する場合

13:30～17:00	→ 通常料金	10,000 円
17:30～18:00	→ 区分②(13:00～18:00)の1時間までの超過料金	+ 2,000 円
18:00～18:30	→ 区分③(18:00～24:00)の1時間までの超過料金	+ 2,000 円
		14,000 円

(別表 1)

施設使用料

区 分	単 位	金 額 (円)
舞 台 等	平 日 (1 日)	300,000
	土・日・祝日 (1 日)	350,000
楽 屋	1 日	10,000
リハーサル室	A : 午前 9 時～午後 1 時 ／B : 午後 1 時30分～午後 5 時30分 ／C : 午後 6 時～午後10時30分	10,000
	A+B : 午前 9 時～午後 5 時30分 ／B+C : 午後 1 時30分～午後10時30分	18,000
	A+B+C: 1 日	26,000
練 習 室	A : 午前 9 時～午後 1 時 ／B : 午後 1 時30分～午後 5 時30分 ／C : 午後 6 時～午後10時30分	2,500
	A+B : 午前 9 時～午後 5 時30分 ／B+C : 午後 1 時30分～午後10時30分	5,000
	A+B+C: 1 日	7,000

(別表 2)

付属設備使用料

区 分			単 位	金 額 (円)
基本設備			一式	250,000
追加付属設備	舞台設備	所作台	一式	25,000
		リノリウム※3	一式	25,000
		花道	一式	20,000
		花道用所作台	一式	10,000
		仮花道	一式	15,000
		仮花道用所作台	一式	8,000
		脇花道	一式	15,000
		松羽目・竹羽目	一式	8,000
		金屏風	一式	6,000
		銀屏風	一式	6,000
		鳥の子屏風	一式	6,000
		ドライアイスマシーン	一式	16,000
	照明設備	エフェクトマシーン	一式	5,200
		ミラーボール	一式	1,500
		ストロボ発光管	一式	6,000

※1 上記設備の操作は、博多座の専属ハウススタッフが行います。この経費として1日につき200,000円が必要です。

※2 花道等付属設備の設営は管理者が行います。別途設営に要する費用が必要です。

※3 福岡市の付属設備のリノリウムを利用した場合、廻り盆、迫などの利用はできません。

※4 基本設備には下記のものが含まれます。

区分	付属設備
舞台設備	平台、開き足、箱馬、毛氈、地絰、上敷、紗幕、吊りバトン、指揮台、譜面台、譜面灯、雪かご、大太鼓
音響設備	コンデンサーマイクロホン、ワイヤレスマイクロホン、ダイナミックマイクロホン、CDプレーヤー、調整卓
照明設備	ボーダーライト、フットライト、花道フットライト、アッパーホリゾン トライト、ローアホリゾンライト、スポットライト、ピンスポ ットライト、コンセント、コンセプトマシーン



●お問い合わせ・お申し込み

〒812-8615
福岡市博多区下川端町2番1号

博多座「市民檜舞台の月」公演事務局

電話 092(263)5861

FAX 092(263)3632

※受付は郵送（消印有効）・持参いずれでも結構です。